

熊本県告示第239号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号。以下「要領」という。)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第2第8号」を「別表第2第11号」に改める。

第3条第2項第2号中「第4号から第7号まで」を「第4号から第9号まで」に改め、同条第3項中「当該短期の2分の1まで」を「当該短期の2分の1の期間(第4条第1項第1号に該当する場合にあっては、別表第2第5号、第8号又は第10号に定める期間を限度とする。)まで」に改め、同条第4項中「2倍」を「2倍の期間」に改める。

第12条を第13条とし、第4条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は熊本県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第8号又は第10号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間(当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時契約(建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。)を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

(3) 熊本県の職員又は他の公共機関(国、地方公共団体、公社及び公団)の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号、第8号、第9号又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

別表第1の見出し中「(第2条、第3条関係)」を「(第2条、第3条、第4条関係)」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第3条、第4条関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のいずれかに該当する者が熊本県の職員(以下「県職員」という。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のいずれかに該当する者が県内の他の公共機関(国、地方公共団体、公社及び公団をいう。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次のいずれかに該当する者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上12 箇月以内</p> <p>3 箇月以上9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上3 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上3 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 物品及び業務委託等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上9 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月以上12 箇月以内</p>
<p>6 業務に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 業務に関し、一般役員等又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>刑事告発を知った日から</p> <p>3 箇月以上12 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上12 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
8 物品及び業務委託等契約に関し、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3箇月以上12箇月以内
9 業務に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3箇月以上12箇月以内
10 物品及び業務委託等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上12箇月以内
(暴力団又は暴力団関係者の利用等)	
11 代表役員等、一般役員等、その使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が次のいずれかに該当すると認められるとき。 (1) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。 (2) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。 (3) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。	当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰金刑を宣告され、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

様式第1号から様式第3号までの様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。
 様式第4号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

公 告

熊本県公告第249号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就職の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
浦川用水掛土地改良区
- 2 就職する清算人

氏 名	住 所
中 尾 文 雄	荒尾市一部508番地
池 田 憲 治	荒尾市増永1802番地

熊本県公告第250号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就職の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
平井土地改良区
- 2 就職する清算人

氏 名	住 所
井 村 長 明	荒尾市上井手1012番地

熊本県公告第251号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定に基づき、次のとおり生産事業者として登録した。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	生産事業者の住所及び氏名 又は名称	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成	
330	玉名郡玉東町大字木葉739 土綿 俊英			○	○	土綿苗木 玉名郡玉東町大字木葉739
666	東京都千代田区六番町13 番地4 社団法人林木育種協会 理 事長 塩崎 實			○		九州事務所 菊池郡西合志町大字須屋 2320

熊本県公告第252号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字釜畑2091番2、同2091番3の一部及び同2091番4

- 494.02 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字惣領 1182 番地 1
宮守 丈夫
-

熊本県公告第 253 号

平成 14 年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、平成 16 年 2 月 17 日の定例県議会で認定の議決があったので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定に基づいて、その要領を次のとおり公表する。

平成 16 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成14年度 熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算総括

会 計	予 算 総 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越財源	実 質 収 支 額	予算総額に対する		(単位 円)	
							歳 入	歳 出	歳入に対する	歳出に対する
							%	%	%	%
一 般 会 計	855596730737	812884976746	794417585600	18467391146	8700873200	9766517946	95.0	92.8	97.7	97.8
特 別 会 計	38581358000	49292300208	35615501484	13676798724	243815000	13435983724	127.8	92.3	72.3	72.1
農業改良資金特別会計	959067000	1033772092	584321775	449450317	0	449450317	107.8	60.9	56.5	68.6
中小企業振興資金特別会計	5055467000	8431732521	4898392078	3533340443	0	3533340443	166.8	96.9	58.1	61.2
母子寡婦福祉資金特別会計	261909000	358735133	153344550	205390583	0	205390583	137.0	58.5	42.7	50.0
用品調達基金管理事業特別会計	47681000	59447852	46269528	13178324	0	13178324	124.7	97.0	77.8	82.8
収入証紙特別会計	326000000	3342961556	3135890151	207071405	0	207071405	102.5	96.2	93.8	94.3
熊本県立高等学校実習資金特別会計	284127000	326032320	235285473	90746847	0	90746847	114.7	82.8	72.2	71.5
港湾整備事業特別会計	4087484000	4464125019	4033539402	430585617	0	430585617	109.2	98.7	90.4	91.8
臨海工業用地造成事業特別会計	4409698000	4577648123	4102912669	474735454	0	474735454	103.8	93.0	89.6	63.4
用地先行取得事業特別会計	62438000	218071853	58477045	159594808	0	159594808	349.3	93.7	26.8	42.9
中小企業従業員住宅事業特別会計	17722000	19207919	17653570	1554349	0	1554349	108.4	99.6	91.9	95.7
育英資金貸与基金特別会計	200464000	138451038	136856983	1594055	0	1594055	69.1	68.3	98.8	88.1

熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算総括

平成14年度 熊本県一般会計歳入歳出決算総括

歳 入

款	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	収 入 済 額 (C)	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額	収 入 割 合		構 成 比 %
								本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	
第 1 款 第 1 項 県 税	135118857000	143591495423	136505601710	367427636	6719512215	1386744710	1046138	101.0 100.4	95.1 95.7	16.8
第 2 款 第 1 項 地 方 消 費 税 清 算 金	29470372000	29470351555	29470351555	0	0	-20445	0	100.0 100.0	100.0 100.0	3.6
第 3 款 第 1 項 地 方 譲 与 税	2794896000	2906269000	2906269000	0	0	111373000	0	104.0 99.4	100.0 100.0	0.4
第 4 款 第 1 項 地 方 特 例 交 付 金	1132868000	1132868000	1132868000	0	0	0	0	100.0 100.0	100.0 100.0	0.1
第 5 款 第 1 項 地 方 交 付 税	261360165000	261778415000	261778415000	0	0	418250000	0	100.2 100.2	100.0 100.0	32.2
第 6 款 第 1 項 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	682659000	724980000	724980000	0	0	42321000	0	106.2 100.4	100.0 100.0	0.1
第 7 款 第 1 項 分 担 金 及 び 負 担 金	10270431000	10494288466	10242642882	2131390	249514194	-27788118	0	99.7 99.8	97.6 97.6	1.3
第 8 款 第 1 項 使 用 料 及 び 手 数 料	13123092000	13624039670	13257314949	40985941	325793980	134222949	55200	101.0 101.4	97.3 97.4	1.6
第 9 款 第 1 項 国 庫 支 出 金	166549491000	145042406028	145042406028	0	0	-21507084972	0	87.1 90.0	100.0 100.0	17.9
第 10 款 第 1 項 財 産 収 入	2386587000	2706642802	2705740402	902400	0	319153402	0	113.4 113.0	100.0 99.9	0.3
第 11 款 第 1 項 寄 附 金	41585000	39558000	39558000	0	0	-2027000	0	95.1 117.8	100.0 100.0	
第 12 款 第 1 項 繰 入 金	15966050000	1550222219	1550222219	0	0	-463827781	0	97.1 99.0	100.0 100.0	1.9

熊本県一般会計歳入歳出決算総括 (歳入)

